令和９年度
萩市保育園入所申込のご案内

書類に不備などがあった場合は選考することができません。下記を必ずご確認のうえ、お申し込みください。

提出締切　**令和8年12月11日（金曜日）　※　締切厳守・必着　※**

1次選考分を上記期限としています。［受付期間：令和8年11月9日～令和8年12月11日］
令和8年12月11日以降も受け付けますが、1次選考分をすべて調整し終えてからの
選考となるため、希望施設に申請できない可能性がありますのでご注意ください。

提出先　**萩市役所子育て支援課　または　各総合事務所市民生活部門、各支所、各出張所**

提出方法　上記の窓口に直接にご提出ください
（転入前の場合のみ郵送可能です。事前に必ずお電話でご相談ください）

提出書類
①　子どものための教育・保育給付認定申請書（入所申込書）
②　「保育の必要性の事由」を証明する書類
（3.「保育の必要性の事由」及び「証明書類（必要添付書類）」を参照）

対象児童　**令和９年度中に「保育認定」で保育園等の利用を希望される方**
◇令和９年度（令和９年４月１日～令和１０年３月３１日）の年度途中から入所希望の場合も、
必ず申込みをしてください。
◇出生前の申請も受け付けます。但し、入所できるのは生後概ね６か月からです。
◇認定こども園（教育認定／１号認定）を希望される方は、各施設に直接お申し込みください。

1. 保育園・認定こども園一覧表

施設名	開所時間	一時	乳児	障がい	休日	24時間	延長	留意事項
椿東保育園	午前７時～午後７時	○	○	○			○	見島保育園の利用 見島保育園の入所相談は随時受け付けています。ご希望の方は見島保育園に直接ご相談ください。 その他サービスの利用 一時預かり事業、休日保育事業、24時間保育事業を利用される場合は別途手続きが必要となります。 休園中の保育園について あさひ保育園佐々並分園（令和２年4月１日～） 福川保育園（令和５年４月１日～） 相島保育園（令和３年４月１日～） 田万川保育園小川分園（令和６年４月１日～）
越ヶ浜保育園	午前７時30分～午後６時30分		○	○				
越ヶ浜保育園大井分園			○	○				
椿保育園			○	○				
三見保育園			○	○				
山田保育園		○	○	○				
川上保育園		○	○	○				
田万川保育園		○	○	○				
むつみ保育園		○	○	○				
須佐保育園		○	○	○				
あさひ保育園		○	○	○				
紫福保育園		○	○	○				
見島保育園	午前８時30分～午後４時30分			○				
日の丸保育園	午前７時～午後８時	○	○	○		○	○	
住の江保育園	午前７時～午後７時		○	○	○		○	
大島保育園	午前７時30分～午後6時30分		○	○				
春日保育園	午前７時～午後７時		○	○			○	
萩幼稚園	午前７時30分～午後6時30分		○	○				
萩光塩学院幼稚園	午前７時30分～午後6時30分		○	○				
くすのき保育園	午前７時30分～午後6時30分		○	○				

2.利用可能施設・認定区分について

下記のフローチャートにより利用対象施設を必ずご確認ください

令和９年（2027年）４月１日時点の子どもの年齢

０～２歳

「保育の必要性の事由」の有無（父母）

なし	あり
認定対象外 一時預かり事業 ファミリーサポート事業	3号認定 保育所 認定こども園(保育認定)

※1

３～５歳

「保育の必要性の事由」の有無（父母）

あり	なし
2号認定 保育所 認定こども園(保育認定) ※3	1号認定 認定こども園(教育認定) ※2

保育の必要性の事由・就労時間等に応じて利用時間が異なる

保育標準時間（各園の開所時間内の利用）　／　保育短時間　（午前８時３０分から午後４時３０分までの利用）

※1　保育の必要性の事由については、同ページ下部をご確認ください。

※2　認定こども園（教育認定／１号認定）を希望される方は、各施設に直接お申し込みください。

※3　認定こども園（教育認定／１号認定）の利用も可能です。

3.「保育の必要性の事由」及び「証明書類（必要添付書類）」

保育の必要性		利用できる期間	「保育の必要性の事由」を証明する書類
就労	被雇用者	就労期間中 （最長で就学前まで）	◆就労証明書（※1）
就労	自営業・自営業手伝い 農業・漁業等	就労期間中 （最長で就学前まで）	◆就労証明書（※1）
妊娠・出産		産前・産後の各2カ月間 （※2）	◆就労以外の状況等申立書 ◆母子手帳の写し（分娩予定日の記載ページ）
保護者の疾病・障がい		療養を必要としなくなるまで （診断書の証明期間）	◆就労以外の状況等申立書 ◆添付書類（①は必須・②はお持ちの場合） ① 医師の診断書（所定様式あり）（※3） ② 障害者手帳等の写し
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		介護・看護を必要としなくなるまで （診断書の証明期間）	◆就労以外の状況等申立書 ◆添付書類（①は必須・②はお持ちの場合） ① 医師の診断書（所定様式あり）（※3） ② 障害者手帳等の写し
災害復旧		災害復旧にあたる必要な期間	◆就労以外の状況等申立書 ◆り災証明書
求職活動		年度内通算90日以内 （※4）	◆就労以外の状況等申立書 ◆ハローワーク受付票の写し
就学		通学期間中	◆就労以外の状況等申立書 ◆在学証明書
虐待やDVの恐れがある		必要な期間	事前に子育て支援課に個別でご相談ください。
市長が特別の事情があると認める場合			

書類提出における注意点

※1　就労証明書は、被雇用者の方、自営業の方を問わずに提出が必要となります。
記載方法等については別紙「記載要領」をご参照ください。記載要領はホームページにも掲載しています。
また、就労証明書の内容に虚偽があった場合は入所を取り消します。
就労証明書の無断作成、改変等を行った時には、刑法上の罪に問われる場合があります。

※2 「妊娠・出産」を理由に入所された場合は、**産後2か月で必ず退園**となります。

※3 「医師の診断書」については所定様式を必ずご使用ください。
診断書の問いのうち「問3」について、対象者の方が家庭内保育が困難であることが証明されない場合、
保育の必要性の事由としては認められません。

※4　求職活動の場合、期間満了日までに就労への変更手続きがなされない場合は退所となります。

★　同じ世帯で複数の児童を申請する場合は、「保育の必要性の事由」を証明する書類は１組で対応できます。
現況届（継続利用）と新規申込のどちらも提出が必要な場合は、**新規申込児童の書類に添付してください。**
現況届（継続利用）は施設に提出してください。

★　令和９年４月１日時点で64歳以下の祖父母と一緒にお住いの場合（世帯分離は問わない）は、
祖父母の保育の必要性の事由も必要です。

4.保育の必要量（保育利用時間）

保育の必要量は、保育の必要性の事由、就労時間等により「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。
保育の必要性の事由が求職活動、育児休業の場合は必ず「保育短時間」の利用となります。

5.利用者負担額（保育料・副食費）

萩市では、令和８年４月より、すべてのこどもの保育料・副食費無償化を実施しているため、費用はかかりません。
ただし、保育料・副食費以外の、施設毎に発生する教材費等の費用はご負担いただきます。

【対象となる施設】
認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所（事業所内保育所等）

【対象者】
萩市に住民票があり、市内・市外の対象施設に通うこども

6.今後のスケジュールについて

★ 1次選考分 ： 令和8年12月11日（金）の締切期限までに申請をした場合

令和8年12月11日必着	→	令和９年１月上旬～	→	令和９年2月下旬
申込締切（1次選考分）		入所選考・調整		内定通知書の発送

★ 2次選考分 ： 令和8年12月14日以降に申請をした場合

2次選考（令和8年12月14日以降の申込者）分以降の調整は、1次選考分をすべて調整し終えてからとなります。
そのため追加入園が可能な施設のみの調整となり、希望施設に申請できないことがあります。
また、内定通知書の発送が令和９年３月以降となることがあります。

7.入所・転園の選考について

ご希望の保育園等の入所希望者数が、各園の受入人数を超える場合は「選考」となります。
優先順位は保護者の就労状況（就労日数・時間等）や世帯状況（ひとり親世帯等）、日中の保育の必要な状態等を考慮し、点数制で決定します。
なお、新規入所や転園の選考時に、園児や兄弟姉妹の利用者負担額（保育料・副食費）の滞納がある場合は、**減点**となりますのでご注意ください。

8.萩市以外の保育園の利用を希望される方へ

萩市に住民票があり、萩市以外の保育園等を利用することを「広域入所」といいます。
萩市では「広域入所」の基準・条件を明確に設定することとし、該当しない場合は申請できません。
ご希望の方は、萩市子育て支援課またはお近くの総合事務所市民生活部門へご相談ください。
（萩市ホームページ掲載の「広域保育の利用要件等について」により基準・条件を満たすかどうかご確認ください）

9.萩市へ転入を予定されている方へ

萩市以外に住民票があり、令和９年度中に萩市内の保育園等に入所を希望される方は、入所日までに転入手続きを完了させる必要があります。また申請の際には転入の確約書等の提出が必要となります。
ご希望の方は、萩市子育て支援課に必ずご連絡いただいた上でお申込みください。

10.継続入所手続きについて

今年度（令和８年度）、既に保育園等に入所をされているお子さんについては、入所中の施設から配付される「現況届」の提出が必要です。
現況届には就労証明書など、新規申込と同様に「保育の必要性の事由」を証明する書類の添付が必要となります。
「現況届」と「新規申込」のどちらの提出もある場合、保育の必要性の事由を証明する書類は**Ⅰ組**で対応できますが、
必ず「新規申込」の書類に添付してご提出ください。

ご自宅でのご記入にご協力ください

窓口混雑を避けるため、認定申請書（入所申込書）は**ご自宅**でご記入いただき、**窓口でのご記入はお控えください。**
提出時には書類の確認を行いますが、訂正のみのお時間となりますようご協力をお願いいたします。

［お問い合わせ］　**萩市役所　子育て支援課子育て支援班**

住　所：　山口県萩市大字江向510番地（総合福祉センター2階）
電　話：　（0838）25-3536
ＦＡＸ：　（0838）25-9700

QRコード